副本

## 平成25年8月 川棚町議会臨時会会議録 (第1日目)

平成25年8月28日水曜日(午前10時開議)

出	席	議	員	(	1 6	人)			
	1	番		村		井	達		己
	2	番		竹		村	_		義
	3	番		福		田			徹
	4	番		堀		田	_		德
	5	番		三		岳			昇
	6	番		毛		利	喜		信
	7	番		田		﨑	_		幸
	8	番		波		戸	勇		則
	9	番		小		谷	龍	<del></del>	郎
	1 0	番		朝		長			敏
	1 1	番		小		田	成		実
	1 2	番		田		口	<del></del>		信
	1 3	番		森		田			宏
	1 4	番		久	保	田	和		惠
	1 5	番		Щ		П			隆
	1 6	番		初		手	安		幸

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

 事 務 局 長
 山 口 栄 治

 書
 記 小 林 修 一

説明のため出席した者の職氏名

町 長 Щ П 文 夫 副 長 琴 繁 町 尾 教 育 長 古 賀 信 雄 務 課 山 実 総 長 口 誠 企画財政課長 大 Ш 豊 文 国体推進室長 吉 永 文 典 務 税 課 長 中 尾 剛 健康推進課長 中 辻 徹 会 計 課 長 三 岳 昭 住民福祉課長 住 吉 克 己 産業振興課長 太 啓 寬 田 建 設 課 長 ダム対策室長 辻 孝 治 道 課 廣 水 長 田 洋 教 育 次 長 野 上 了 英 荒 行 政 係 長 木 俊 行

## 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第40号 工事請負契約の締結について(国民宿舎くじゃく荘外 壁改修工事)

(10:00)

**議 長** ご起立願います。おはようございます。ご着席ください。

ただいまの出席議員は16名です。定足数に達しておりますので、平成2 5年8月川棚町臨時会を開会します。これから本日の会議を開きます。

建設課長は出張ため、欠席の届けが出ております。

議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、朝長 敏議員及び小田成実議員を指名します。

議 長 次に、日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、お手元に配布しております会期日程案のとおり、本日1日限りとしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

## 「なし」の声あり

- **養** 長 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は、本日1 日限りと決定を致しました。なお、議事日程につきましても、お手元に配布 のとおりであります。
- <u>野</u> <u>長</u> 皆様おはようございます。本日ここに平成25年川棚町議会8 月臨時会を招集致しましたところ、議員の皆様方におかれましては、残暑厳 しい中、ご健勝にてご出席をいただき、定刻開会をいただきまして誠にあり がとうございます。

本臨時会に提案する議案は、契約締結について1件でございます。それではさっそく議案第40号「工事請負契約の締結について(国民宿舎くじゃく 荘外壁改修工事)」の提案理由を説明致します。

地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決に付すべき契

約につきましては、昭和39年条例第6号「議会の議決に付すべき契約及び 財産の取得または処分に関する条例」により、予定価格が5千万円以上の工 事の請負契約と規定されており、本契約が当該規定に該当致しますので、議 会の議決を求めるものでございます。

その内容についてでありますが、国民宿舎くじゃく荘外壁改修工事にかかる入札会を、去る8月8日、8社による指名競争入札で行った結果、波佐見町宿郷959番地10、株式会社小佐々建設、代表取締役小佐々春城が5,722万5千円で落札致しましたので、8月12日に仮契約を締結致しております。その他、工事概要と詳細につきましては、産業振興課長から説明致しますので、ご審議の上ご決定くださいますよう、よろしくお願い致します。産業振興課長 どうも皆さんこんにちは、産業振興課長の太田でございます。それでは工事概要について説明を致します。

大崎自然公園にあります国民宿舎くじゃく荘は、平成10年4月にリニューアルオープンを致しまして、15年が経過し、各所に痛みが生じております。特に、外壁塗装が劣化をしており、視認できるクラックが散見されるほか、屋根からの雨漏りが生じるなど、建物の耐久性に影響を及ぼす恐れがあり、改修工事を行うこととしております。お手元の議案の次のページからが参考資料となりますので、ご覧いただきたいと思います。

工期につきましては、契約の日から平成26年2月28日までとしております。25年度内での単年度で完了となります。

支出の予算につきましては、観光施設事業特別会計、平成25年度予算によるものとなります。工事の内容についてでありますが、建設主体工事の直接仮設工事として、施設外周足場設置に3,861㎡を5ヶ月間設置を致します。また、足場を利用した建具、建設用語でありまして、実際は窓部分でございます。建具のクリーニングを944㎡施工を致します。

以下、資料に記載しております順に説明致します。参考資料3ページの右下に図面番号を記載しております。図面ナンバーAの15、中央の下段の部分に屋根階平面図と記載をしておる資料をご覧ください。防水改修工事として、施設のR階、これは屋根のことでございます。及び1階玄関の屋根のひび割れ箇所の改修、洗浄防水改修を728㎡施工を致します。R階の施工箇所につきましては、着色をしている部分でございます。次のページの参考資

料4ページをご覧ください。

右下に図面番号Aの17、下段中央に北側立面図と書いたものでございます。外壁改修工事と致しまして、バルコニーを含み全体的にひび割れ箇所の改修、洗浄を5,466㎡と、図の中に⑩、一番右下の方にあります⑩ですね、一番左下にあります⑪、ここの部分を除く外壁面及び下地処理及び吹きつけ等改修を4,675㎡行います。また、図面では見にくいですが、2階と3階の屋根、それと両側階段付近のコンクリート面において、対象面積の約2割を考えておりますが、263㎡のひび割れ箇所に樹脂注入を施します。次のページの参考資料図面ナンバーAの19、中央部に西側立面図と書いた図面をご覧ください。

塗装改修工事として、図面左下に示しております 1 階玄関下の庇屋根の清掃及び樹脂塗装を 2 3 ㎡行います。また、幕屋根工事として、図面の右側の方に示しております 2 階ポーチの幕屋根が前に説明しております足場の設置につきまして支障となるため、一時撤去致しまして、再度復旧をするということとしております。この面積につきましては、150㎡を予定をしております。

並行しまして、幕屋根の鉄骨部材の塗装60㎡を施工を致します。一つ前のページに戻っていただきまして、図面ナンバーAの17、北側立面図でございますが、結露水受樋工事につきまして、建物の屋根の下、一番上の最上階の屋根の部分でございますが、外壁全面に建具、いわゆる窓がありますが、この建具に浴槽の蒸気により結露が生じます。この結露した水を処理するため、建具の家具に樋を32m設置し、既設排水管に排水を致します。

以上が建設主体工事の概要となりまして、設計額の約97%を占めております。

続きまして、図示はしておりませんけれども、機械設備の換気設備工事として、5階にある浴槽から生じる熱気を換気するために、廊下東西に一箇所ずつの計2台の換気扇を設置を致します。

続いて、参考資料6ページをご覧ください。図面ナンバーP1、南側立面図というものでございます。温泉排水管工事について、建物に垂直に敷設されている4本の温泉排水管につきまして、老朽化が著しいことから、排水管80mの改修を施工致します。また、図示はしておりませんけれども、電気

設備工事につきまして、建物の外灯81台、これの清掃及び絶縁検査を行い、 また機械設備工事で設置する5階の換気扇の電源工事を施工を致します。

以上が、本工事の概要となります。本工事によりまして、建物の耐久性の 向上、清掃や吹きつけ等による外壁等の美化により利用者のイメージアップ を図ることとしております。

続きまして、議案の2ページをご覧ください。入札結果一覧表でございます。

入札執行日は平成25年8月8日で、指名業者8社及び予定価格、最低制限価格についてはご覧のとおりとなっております。指名業者につきましては、業者選定委員会において決定をされておるところでございます。落札額及び落札業者につきましては、先程も町長より説明がありましたとおり、波佐見町宿郷959番地10号、株式会社小佐々建設、代表取締役小佐々春城と5,722万5千円で契約を行うこととなっております。

以上、説明を終わりますが、よろしくご審議の上ご決定いただきますよう お願い致します。

**養** これから質疑を行います。

1 番 村 井 ただいまの課長の説明で、リニューアルして15年が経過して、今回の工事ということになったということでございますけれども、今後ですね、今回この改修をして、耐用年数と言いますか、どれぐらい持つものなのか。また、国民宿舎の起債償還が29年まであるわけですけれども、この間に今回工事を行う以外にですね、それ以外に大幅に改修すべきようなことが予定されているのかどうか。それと、やっぱり今厳しい観光事業の内容ですけれども、ここはどうしても残さなければいけないというようなことも片方ではあるわけですので、ここに関して、長期的な何か計画なり存続させるためのビジョンというようなことがあるのかどうかお尋ねを致します。

**産業振興課長** それでは村井議員の質問に対してお答え致します。

今後、耐用年数がどれぐらい延びるかというようなご質問でありますが、 耐用年数が何年延びるかというような試算は、申し訳ありませんが試算をしておりません。まず、雨漏りをした場合は、どうしても耐用年数が下がるということで、それの対策というものを今回は考慮しておるところでございます。 あと、起債が平成29年度まで残っているということでしたが、その間、大きな工事を予定されているかというようなご質問だったと思いますが、今年度につきましても、この外壁改修工事以外にもいろいろな工事をしております。やはり海が近いということで、塩害が大きいという部分がございます。ですけども、そういうふうにいろんな工事をしていかなくちゃいけないとは思っておりますけれども、大きな工事というものは現在のところ特に計画をしておりません。

長期的なビジョンということでありますが、私も担当となりまして、どうしてもここは残していかなくてはいけないところだという考えがございます。そういう考えを持っているだけでございまして、特に長期的ビジョンという視点で、この場で発表するようなビジョンとしては持ち合わせていないのが実情でございます。

- 15番山口 当然、これは海のそばにあるわけでございまして、今回の、いわゆる工事内容というのが、塩害対応の仕様になっているのかどうかですね、単なる普通の一般的な工事なのか、それとも塩害仕様というんですか、それに対応するような工事になっているのかというのが一点。それからもう一つ、電気設備工事で照明器具工事の外灯の清掃及び絶縁検査ということになっていますが、この結果不具合が見つかればですね、工事内容が増加していくのかどうか、その二点をお尋ね致します。
- **産業振興課長** 今回の工事で塩害の仕様になっているかということでございますが、樹脂を注入してクラックを広がらないようにするということは、塩害の対応は十分可能かと思っております。

照明設備の絶縁検査をした後、改修が発生するかということですが、設計の段階で一度全てを見ております。交換というような話が出ておりませんので、今回は清掃と検査だけで済むということで計画をしております。もしも実際工事をした後に交換が必要ということであれば、そこは対応しなくちゃいけないと思っております。以上です。

3 番 福 田 工事概要の中で、外壁のひび割れ箇所が対象面積の2割程度を 工事を行うというふうなことでしたけれど、公会堂の外壁の時もそうでした けれど、思ったよりクラックが多かったとか、後から追加とかあるんじゃな いかなと思うんですけれども、2割とされた根拠というんですか、どういう ふうな算定をされたのか。それともう一つは、結露対策ですね、これは北側というんですか、正面側と南側の方と同じような窓があるんですけど、片側だけになっているのはどういうふうなことでそういうふうになっているのかお聞きしたいと思います。

産業振興課長 クラックが入ったところの2割を施工するということの根拠 ということでございますが、2階と3階の屋根、いわゆるバルコニーの状態 になったところでございますが、そこが現在、目視でクラックを調査をして おります。その目視の結果で2割程度、全面積の2割程度という算出をして おるところでございます。これにつきましては、詳しいことは、やはり清掃 をして小さなクラック等を探さないと分からないということもありましたので、そういう意味で2割という算定をしたと聞いております。

結露の件でございますが、図面ナンバーのAの17で、北側立面図と書いたものですけれども、これの最上階に屋根がありまして、その下に窓部分がございます。こちらは5階からの吹き抜けとなっておりまして、吹き抜けですが、その湿気を含んだ空気が入口から漏れるというのが一番大きいので、この北側の方に結露が大きく発生するというものだと聞いております。以上です。

- 13番森田 過日の全員協議会の中で説明を受けておりますから大半は理解しておるんですが、私の関係筋もしょっちゅう利用しているんですここを。素朴なお尋ねというのはね、指定管理者が運営しておるんですが、この工事において機械設備とか電気設備とか、あるいは配管とかいうことの工事があるんですよ。そのために宿泊客ならびに利用者について利用制限ができる。例えば、何月何日は部屋は全部だめだとか、あるいは一部だめだとか、そういうことが考えられないのか、まぁ準備万端とは思うんですけれども、確認するためにお聞き致します。
- **産業振興課長** 工事期間中の営業への影響ということでございますけれども、 足場は5ヶ月間設置をするということは申し上げたと思いますが、その間で すね、一時的に浴場を休業する場合がございます。それは、浴場付近を工事 する場合が若干考えられます。その他は、営業日を変更するという予定は現 在のところはございません。以上です。
- <u>14番久保田</u> 今、浴場を休業する場合が出てくるというふうにおっしゃいま

した。外壁だけのことにこれはなっておりますが、浴場の中の目ふさぎ部分の板が腐っている部分があります。そういうところをこの中に、わずかな金額だと思うんですけれども、一緒にその工事をするという考えはあられませんか。

**産業振興課長** 浴場の目ふさぎ部分というのは、どこらあたりですか。

**養 長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。 これから討論を行います。本案に対し、反対討論はありませんか。

「なし」の声あり

「なし」の声あり

**養** 長 異議なしと認めます。したがって議案第40号「工事請負契約 の締結について(国民宿舎くじゃく荘外壁改修工事)」は、原案のとおり可 決されました。

(10:25)

**養** 長 お諮りします。会議規則第45条の規定により、本臨時会において議決されました案件につきまして、議決の結果生じました条項、字句、数字、その他の整理を要するものがあった場合、その整理を議長に委任されたいと思います。これに異議ありませんか。

「なし」の声あり

<u>議 長</u> 異議なしと認めます。したがって、これら整理を要するものに

つきましては、議長に委任することに決定を致しました。

議		<u>長</u>	これを	もちま	まして、	本日の	)日移	足は全部	部終了	しょ	ました。	会計	議を閉
	じます。	平成	25年	8 月川	棚町議	会臨時	会を	閉会致	女しま	す。	ご起立	願い	ます。
	お疲れ棒	兼でし	た。										
											(1)	Э:	26)

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

Щ	棚	町	議	会	議	長
会	議	録	署	名	議	員
<u></u>	業	纪	墅.	夂	禁	吕